

(乙の4)

工作物の新築等に関する河川法第24条、第26条第1項又は第55条第1項第2号の許可  
(水利使用に関するもの又は法第26条第1項の許可を受けることを要しない工作物の新築若しくは改築に関する法第24条の許可を除く。)

(工作物の新築、改築、除却)

1 河川の名称

準用河川 大三六堀

河川名が不明な場合は当  
課までお尋ね下さい。

2 目的

自宅新築に伴う進入路(コンクリート橋)の設置

3 場所

長浜市公園町1番地先

登記地番を記載  
して下さい。

4 工作物の名称又は種類

コンクリート床板(5m×10m=50㎡)

5 工作物の構造又は能力

コンクリート床板(5m×10m=50㎡)

6 工事の実施方法

請負

7 工期

令和〇年〇〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日

8 占用面積

50㎡

占用期間については当  
課までお尋ね下さい。

9 占用の期間

令和〇年〇〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日

## 備考

- 1 「（工作物の新築、改築、除却）」の箇所には、該当するものを記載すること。
- 2 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又除却にあつては、「占用面積」及び「占用の期間」については、記載しないこと。
- 3 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

## 添付書類

- 1 新築等に係る事業の計画の概要を記載した図書
- 2 位置図
- 3 工作物の新築又は改築に係る土地の実測平面図
- 4 工作物の設計図（工作物の除却にあつては、構造図）
- 5 工事の実施方法を記載した図書
- 6 占用する土地の面積計算書及び丈量図
- 7 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において新築等を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物について改築若しくは除却を行う場合にあつては、当該新築等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
- 8 新築等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- 9 その他参考となるべき事項を記載した図書